

運 営 規 程

医療法人社団シルヴァーサービス会
介護老人保健施設 船橋うぐいす園

介護老人保健施設 船橋うぐいす園 運営規程

第1章 事業の目的及び運営方針

(趣旨)

第1条 この運営規程は、医療法人社団シルヴァーサービス会の開設する介護老人保健施設「船橋うぐいす園」(以下「施設」という)が介護保険法に基づく介護保険施設サービス及び指定短期入所療養介護サービス、指定介護予防短期入所療養介護、指定通所リハビリテーション、指定介護予防通所リハビリテーションを提供するに当たり「船橋市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」(平成24年12月28日船橋市条例第60号)第10章及び第12章に定める規定、「船橋市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例」(平成24年12月28日船橋市条例第61号)第10章及び第12章に定める規定並びに「船橋市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例」(平成24年12月28日船橋市条例第59号)の規定によるもののほか、運営に関する規程を定め、もって事業の適正運営を図るものとする。

(事業の目的)

第2条 加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態等となり介護・機能訓練並びに看護及び医療を要する者等について、これらの者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、介護老人保健施設サービス、指定短期入所療養介護、指定介護予防短期入所療養介護、指定通所リハビリテーション・指定介護予防通所リハビリテーションのサービスを提供し、もって保健医療の向上と福祉の増進を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第3条 各サービス事業の運営方針は、次のとおりとする。

(1) 介護老人保健施設サービス

- 一 施設サービス計画に基づいて、看護・医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活の世話をを行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすると共に、

その者の居宅における生活への復帰を目指すものとする。

- 二 入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立ってサービスの提供に努めるものとする。
- 三 明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視し、市町村・居宅介護支援事業者・居宅サービス事業者及び他の介護保健施設・保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

(2) 指定短期入所療養介護

利用者が要介護状態等になった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、看護・医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより療養生活の質の向上及び利用者の家族の身体的精神的負担の軽減を図るものとする。

(3) 指定介護予防短期入所療養介護

利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の支援を行うことにより、利用者の介護予防及び療養生活の質の向上及び心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

(4) 指定通所リハビリテーション

利用者が要介護状態等になった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、理学療法・作業療法その他必要なリハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持回復を図るものとする。

(5) 指定介護予防通所リハビリテーション

利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことが出来るよう、理学療法、作業療法、その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持または向上を目指すものとする。

第2章 従業者の職種、員数及び職務の内容

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 各サービス事業の職員の職種、員数及び職務内容は以下のとおりとする。

職 種	介護老人保健施設サービス・短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護		通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション		職 務	備 考
	常 勤	非常勤	常 勤	非常勤		
管理者(施設長)	1人				施設、職員及び業務の管理	医師兼務
医 師	1人	0.4人			利用者の健康管理	兼務
薬 剤 師					薬の調剤	委託
看護職員	10人	0.8人		0.2人	利用者の看護	
介護職員	31人	2.7人	7人		利用者の介護	
支援相談員	3人		2人		利用者家族の相談援助	
理学療法士	3人	0.05人	1人	0.05人	機能回復訓練の実施	
作業療法士	2人		1人			
言語聴覚士		0.5人				
管理栄養士	1人				利用者の栄養管理	
介護支援専門員	2人				ケアプランの策定	
調 理 師	2人				利用者の食事調理	業務委託
事務職員	3人				事務全般	
その他の職員				1.1人	運転、清掃	
合 計	59人	4.4人	11人	1.4人		

(令和5年4月1日現在)

非常勤の員数は、常勤換算後の員数を記入。

第3章 利用定員

(定員)

第5条 各サービス事業の定員は、次のとおりとする。

- (1) 介護老人保健施設サービス 100名(内、認知症専門棟40名)
(指定短期入所療養介護、指定介護予防短期入所療養介護含む)
- (2) 指定通所リハビリテーション、指定介護予防通所リハビリテーション 30名

第4章 サービス内容及び利用料その他の費用の額

(内容及び手続きの説明及び同意)

第6条 施設は、サービス提供の開始に際して、利用申込者又はその家族に対して、運営規程の概要、従事者の勤務体制、その他サービスの選択に資する重要事項を記した文書(利用約款)を交付して十分な説明を行い、同意を得るものとする。

(サービスの内容)

第7条 各サービス事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 介護老人保健施設サービス
 - 一 医療・看護・介護の各サービス
 - 二 入浴
 - 三 機能訓練
 - 四 食事
 - 五 相談援助(利用者及び家族への助言援助)
 - 六 レクリエーション・家族との交流
- (2) 指定短期入所療養介護
前号に定めるサービス及び送迎サービス
- (3) 指定介護予防短期入所療養介護
(1)に定めるサービス及び送迎サービス
- (4) 指定通所リハビリテーション
 - 一 医療・看護・介護の各サービス
 - 二 入浴
 - 三 機能訓練
 - 四 食事
 - 五 相談援助(利用者及び家族への助言援助)
 - 六 送迎サービス
 - 七 レクリエーション
- (5) 指定介護予防通所リハビリテーション
(4)に定めるサービス及び送迎サービス

(利用料その他の費用)

第8条

- 1 各サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該サービスが法定代理受領サービスであるときは、その1割、または2割、3割とする。
- 2 法定代理受領に該当しないサービスを提供した場合に入所者から支払を受ける利用料の額と厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにする。
- 3 利用料として居住費（滞在費）・食費、入所者が選定する特別な室料、日常生活費、教養娯楽費、理美容代、私物洗濯代、その他費用利用料等を別紙1に掲載の料金により支払いを受ける。
- 4 サービス提供に当っては、利用者又はその家族に対してサービスの内容・費用について事前に文書で説明した上で、支払の同意を得る旨の文書に署名（記名押印）を受けるものとする。

(食事の提供)

第9条 食事の時間は、おおむね以下のとおりとする。

- 一 朝食午前 8時から
- 二 昼食午後12時から
- 三 夕食午後18時から

第5章 営業日及び営業時間並びにサービス提供時間

(指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの営業日及び営業時間)

第10条 指定通所リハビリテーション、及び指定介護予防通所リハビリテーションの営業日及び営業時間並びにサービス提供時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。
但し、日曜日及び12月30日より1月3日は除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後17時30分までとする。
- (3) サービス提供時間 午前9時50分から午後16時00分までとする。
但し、利用者が希望し管理者が必要と認めた場合は、この限りではない。

第6章 送迎及び事業実施地域

(通常の送迎の実施地域等)

第11条

- 1 指定短期入所療養介護、及び指定介護予防短期療養介護における通常の送迎の実施地域は、船橋市・習志野市・市川市・鎌ヶ谷市の地域とする。
- 2 指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションにおける通常の送迎の実施地域は、船橋市・習志野市・市川市・鎌ヶ谷市の地域とする。

第7章 サービス利用に当たりの留意事項

(日課の励行)

第12条 利用者は、施設の日課を励行し共同生活の秩序を保ち、相互の親睦に努めるものとする。

(外出・外泊)

第13条 利用者は、外出・外泊を希望する場合は、所定の手続きにより施設に届け出るものとする。

(衛生保持)

第14条 利用者は、施設の清潔・整頓その他環境衛生の保持の為に施設に協力するものとする。

(禁止行為)

第15条 利用者は、施設での次の行為をしてはならない。

- 一 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、又は自己の利益の為に他人の自由を侵すこと。
- 二 喧嘩、口論、泥酔などで他の利用者などに迷惑をかけること。
- 三 施設の秩序・風紀を乱し、安全衛生を害すること。
- 四 指定した場所以外で火気を用いること。
- 五 故意に施設もしくは物品に損害を与え、またこれらを持ち出すこと。

(非常災害対策)

第16条

- 一 施設は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員並びに入所者及びその家族等に周知するとともに、定期的に避難訓練・救出訓練その他必要な訓練を行うものとする。
- 二 通報・消火・避難の各訓練については、年2回以上実施し、内1回以上は夜間

又は夜間を想定した訓練を行うものとする。

(虐待防止に関する事項)

第17条 施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- 一 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- 二 虐待の防止のための指針を整備する。
- 三 従事者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施する。
- 四 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

第8章 その他運営に関する重要事項

(苦情処理)

第18条 施設は、別紙2に定める苦情処理に関する相談窓口・処理体制・手順等により利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するものとする。

(協力病院)

第19条 協力病院は、次のとおりとする。

- 一 協力病院名 医療法人社団協和会 滝不動病院
診療科目 一般全科
所在地 千葉県船橋市南三咲4-13-1
- 二 協力歯科医療機関名 医療法人社団二の宮会 鈴木歯科医院
所在地 東京都葛飾区西新小岩1-2-8第1鈴亀ビル3F

(会計の区分)

第20条 各サービス事業の会計区分は、その事業ごとの会計区分とする。

(その他)

第21条 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は医療法人社団シルヴァーサービス会と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(附則)

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

平成20年 6月 1日一部改定、施行する。

平成21年 5月28日一部改定、施行する。

平成25年 7月 1日一部改定、施行する。

平成26年 4月 1日一部改定、施行する。

平成27年 2月23日一部改定、施行する。

令和 元年 1月24日一部改定、施行する。

令和 5年 6月 8日一部改定、施行する。